

特定非営利活動法人日本文化体験交流塾定款 新旧対照表（平成30年 月 日改正）

旧	新
<p>(事業年度) 第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。</p> <p>(略)</p>	<p>(事業年度) 第42条 この法人の事業年度は、<u>毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。</u></p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <p><u>7 平成30年1月1日から始まる第11期の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、平成30年9月30日までの9ヶ月間とする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>この改正は、平成30年 月 日から施行する。</u></p>